

土木工事標準積算基準

〔 I 〕

(総則・共通工・河川)

平成 28 年 10 月 1 日

平成 29 年 5 月 1 日 一部改正

福島県土木部

総 目 次

土木工事標準積算基準〔Ⅰ〕

第Ⅰ編 総 則

第1章 総 則

- ① 適用範囲等…………… I-1-①-1
- ② 請負工事の工事費構成…………… I-1-②-1

第2章 工事費の積算

- ① 直接工事費…………… I-2-①-1
- ② 間接工事費…………… I-2-②-1
- ③ 現場発生品及び支給品運搬…………… I-2-③-1
- ④ 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について…………… I-2-④-1

第3章 一般管理費等及び消費税相当額

- ① 一般管理費等…………… I-3-①-1
- ② 消費税相当額…………… I-3-②-1

第4章 間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について

- ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-①-1
- ② 旧基準(旧諸経費率)で積算した工事に改正基準(改正諸経費率)で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について…………… I-4-②-1
- ③ 近接工事における間接工事費等の調整について…………… I-4-③-1
- ④ 随意契約工事及び近接工事における間接工事費等の調整をする場合の「処分費等」の取扱いについて…………… I-4-④-1
- ⑤ 工事請負契約約款第25条(スライド条項)の減額となる場合の運用について…………… I-4-⑤-1
- ⑥ 工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用について…………… I-4-⑥-1
- ⑦ 工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について…………… I-4-⑦-1
- ⑧ 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用について…………… I-4-⑧-1

第5章 建設機械運転労務等

- ① 建設機械運転労務…………… I-5-①-1
- ② 原動機燃料消費量…………… I-5-②-1
- ③ 機械運転単価表…………… I-5-③-1

- ④ 一般事項…………… I-5-④-1

第6章 土木請負工事の特許使用料の積算

- ① 土木請負工事の特許使用料の積算について…………… I-6-①-1

第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

- ① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について…………… I-7-①-1

第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

- ① 土木請負工事における現場環境改善費の積算…………… I-8-①-1

第9章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算

- ① 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について…………… I-9-①-1

第10章 工事日数及び日当り作業量

- ① 工事日数…………… I-10-①-1
- ② 水替日数…………… I-10-②-1
- ③ 作業日当り標準作業量…………… I-10-③-1
- ④ 市場単価の1日当り標準施工量…………… I-10-④-1

第11章 そ の 他

- ① 設計変更の積算…………… I-11-①-1
- ② 産業廃棄物税の取扱い…………… I-11-②-1

第Ⅱ編 共 通 工

第1章 土 工

- ① 土量変化率等…………… II-1-①-1
- ② 土 工…………… II-1-②-1
- ③ 作業土工…………… II-1-③-1
 - ③-1 床掘工…………… II-1-③-1
 - ③-2 埋戻工…………… II-1-③-8
- ④ 人力運搬工…………… II-1-④-1
- ⑤ 人力土工(ベルトコンベヤ併用)…………… II-1-⑤-1
- ⑥ 安定処理工…………… II-1-⑥-1
 - ⑥-1 安定処理工…………… II-1-⑥-1
 - ⑥-2 安定処理工(自走式土質改良工)…………… II-1-⑥-4
- ⑦ 土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)…………… II-1-⑦-1

第I編 総 則

| | | | |
|------|--------------------------------------|-------|----------|
| 第1章 | 総 則 | …………… | I-1-①-1 |
| 第2章 | 工事費の積算 | …………… | I-2-①-1 |
| 第3章 | 一般管理費等及び消費税相当額 | …………… | I-3-①-1 |
| 第4章 | 間接工事費等の調整及びスライド条項が 適用となる場合の運用について | …………… | I-4-①-1 |
| 第5章 | 建設機械運転労務等 | …………… | I-5-①-1 |
| 第6章 | 土木請負工事の特許使用料の積算 …………… | …………… | I-6-①-1 |
| 第7章 | 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 …………… | …………… | I-7-①-1 |
| 第8章 | 土木請負工事における <u>現場環境改善</u> 費の積算 | …………… | I-8-①-1 |
| 第9章 | 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 …………… | …………… | I-9-①-1 |
| 第10章 | 作業日数及び日当り作業量 | …………… | I-10-①-1 |
| 第11章 | そ の 他 | …………… | I-11-①-1 |

| 工種区分 | 工種内容 |
|-----------------|---|
| 港湾・漁港構造物工事・海岸工事 | 港湾構造物、海岸工事にあつて、防舷材のみを取り付ける工事、電気防食のみを取り付ける工事ならびに防舷材及び電気防食を取り付ける工事 |
| 空港用地造成工事 | 用地造成工事又は空港修繕工事にあつて、次に掲げる工事 空港土木、地盤改良工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、小型水路工、緑地工、消防水利施設工、棚工等の付帯施設工、プラストフェンス工、ケーブルダクト工、構造物撤去工、用地修繕工、構造物修繕工及びこれらに類する工事 |
| 空港舗装工事 | 舗装の新設、改良工事、又は空港修繕工にあつて、次に掲げる工事 空港舗装工、舗装工、飛行場標識工、タイダウンリング・アースリング工等の付帯施設工、舗装撤去工、路面排水工、防護柵工、道路標識工、道路付属施設工、空港舗装修繕工、舗装修繕工、標識修繕工、及びこれらに類する工事 |
| 空港維持工事 | 空港維持工事にあつて、次に掲げる工事 草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工、除雪工及びこれらに類する工事 |

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第10表）^{*1}の工種区分に従つて対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

※ 別表第1（第1表～第10表）は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

2) 対象額の算定にあつては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

また、表-3に該当する場合、別表第1（第6表～第10表）の共通仮設費率に補正值を加算するものとする。

表-2 地域補正の適用（土木）

| 適用条件 | | | 補正係数 | 適用優先 |
|---------------------|--------------------------|--|------|------|
| 施工地域区分 | 工種区分 | 対象 | | |
| 市街地（D I D補正） （1） | 鋼橋架設工事 | 市街地部が施工箇所に含まれる場合。 | 1.3 | 1 |
| | 電線共同溝工事 | | | |
| | 道路維持工事 | | | |
| | 舗装工事 | | | |
| | 橋梁保全工事 | | | |
| 一般交通影響有り （1） | 全ての工種（※） | 2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。 | 1.3 | 2 |
| 一般交通影響有り （2） | 全ての工種（※） | 一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。） | 1.2 | 3 |
| 市街地（D I D補正） （2） | 市街地（D I D補正） （1）以外（※） | 市街地（D I D補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。 | 1.2 | 4 |

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

（注）1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

平成29年5月1日以降起工適用

表-3 地域補正の適用（港湾・漁港・空港）

| 施工地域・工事場所区分 | | 補正值(%) |
|---------------|----------------------|--------|
| 重要港湾・市街地に係る漁港 | | 2.25 |
| 地方部 | 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合 | |
| | a. 地方港湾その他の漁港 | 2.25 |
| | b. 空港 | 2.25 |
| | 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合 | |

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）をいう。

D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／
km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。

重 要 港 湾：小名浜港，相馬港

地 方 港 湾：江名港，中之作港，久之浜港，翁島港，湖南港

2. 施工場所区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において，一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において，地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において，50m以内に人家等が連なっている場合

平成29年5月1日以降起工適用

① 19(1)

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い

工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を適用する。

ロ) 海上輸送に要する補正

海上作業がある工事については、労務者および作業船乗組員等の海上輸送費用として、別表第1（第1表～第10表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。

なお、下表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済、小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

また、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場まで移動することが困難な場合をいう。

陸上作業とは混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。

| 工種区分 | | 補正値 (%) |
|-------------------|-------|---------|
| 港湾・漁港工事 | 浚渫工事 | 1.20 |
| | 構造物工事 | 0.90 |
| 海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸） | | 0.90 |

ハ) 共通仮設費（率分）の計算

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）＋施工地域・工事場所による補正値）

または、

共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）×施工地域・工事場所による補正係数）

ただし、共通仮設費率（K r）は別表第1の第1表～第10表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、K rの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) その他

設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

別表第1

共通仮設費率

第1表

| 対象額 適用区分 工種区分 | 600万円以下 | 600万円を超え10億円以下 | | 10億円を超えるもの |
|---------------------|---------|-----------------------------------|---------|------------|
| | 下記の率とする | (5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による | | 下記の率とする |
| | | A | b | |
| 河川工事 | 18.80 | 357.9169 | -0.1888 | 7.16 |
| 河川・道路構造物工事 | 31.16 | 1,842.8291 | -0.2614 | 8.18 |
| 海岸工事 | 19.62 | 611.8500 | -0.2204 | 6.36 |
| 道路改良工事 | 19.17 | 85.5000 | -0.0958 | 11.75 |
| 鋼橋架設工事 | 57.54 | 16,002.6000 | -0.3606 | 9.09 |
| P C橋工事 | 40.56 | 2,455.8504 | -0.2629 | 10.58 |
| 舗装工事 | 25.64 | 652.6500 | -0.2074 | 8.88 |
| 砂防・地すべり等工事 | 22.79 | 936.7500 | -0.2381 | 6.74 |
| 公園工事 | 16.20 | 72.0044 | -0.0956 | 9.93 |
| 電線共同溝工事 | 14.94 | 60.0400 | -0.0891 | 9.47 |
| 情報ボックス工事 | 28.40 | 742.3500 | -0.2091 | 9.75 |

※この表は、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済）の値である。

平成29年5月1日以降起工適用

2) 施工地域，工事場所を考慮した現場管理費率の補正

(イ) 表3.4の適用条件に該当する場合，別表第1（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

また，表3.5に該当する場合，別表第1（第6表～第10表）の現場管理費率に補正值を加算するものとする。

表3.4 地域補正の適用（土木）

| 適用条件 | | | 補正係数 | 適用優先 |
|---------------------|--------------------------|--|------|------|
| 施工地域区分 | 工種区分 | 対象 | | |
| 市街地（D I D補正） （1） | 鋼橋架設工事 | 市街地部が施工箇所に含まれる場合。 | 1.1 | 1 |
| | 電線共同溝工事 | | | |
| | 道路維持工事 | | | |
| | 舗装工事 | | | |
| | 橋梁保全工事 | | | |
| 一般交通影響有り （1） | 全ての工種（※） | 2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし，常時全面通行止めの場合は対象外とする。 | 1.1 | 2 |
| 一般交通影響有り （2） | 全ての工種（※） | 一般交通影響有り（1）以外の車道において，規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。） | 1.1 | 3 |
| 市街地（D I D補正） （2） | 市街地（D I D補正） （1）以外（※） | 市街地（D I D補正）（1）で適用となる工種区分以外で，市街地部が施工箇所に含まれる場合。 | 1.1 | 4 |

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは，施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお，D I D地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 適用条件の複数に該当する場合は，適用優先によるが，共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

表3.5 地域補正の適用（港湾・漁港・空港）

| 施工地域・工事場所区分 | | 補正值(%) |
|---------------|----------------------|--------|
| 重要港湾・市街地に係る漁港 | | 1.20 |
| 地方部 | 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合 | |
| | a. 地方港湾その他の漁港 | 1.20 |
| | b. 空港 | 1.20 |
| | 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合 | 0.0 |

※この表は，東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の補正済（復興係数適用済，小数第2位止め（小数第3位四捨五入））の値である。

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）をいう。

D I D地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。

重要港湾：小名浜港，相馬港

地方港湾：江名港，中之作港，久之浜港，翁島港，湖南港

2. 施工場所区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において，一般交通等の影響を受ける場合

②施工場所において，地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において，50m以内に人家等が連なっている場合

平成29年5月1日以降起工適用

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上の場合の取扱い

工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正值の大きい方を適用する。

3) 現場管理費の計算

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数(上記_2))＋補正值(上記_1)}

または、

現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費率標準値×補正值(上記_1)＋補正值(上記_2))

ただし、現場管理費率標準値は別表第1第1表～第10表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率Jの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は変更設計の対象として処理するものとする。

(4) 支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

平成29年5月1日以降起工適用

第8章 土木請負工事における 現場環境改善費の積算

土木請負工事における
現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

..... I-8-①- 1

第8章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

なお、工種区分が「港湾・漁港工事」、「海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）」、「港湾・漁港構造物工事・海岸工事」、「空港用地造成工事」、「空港舗装工事」、「空港維持工事」を適用する場合は、本積算の対象外とする。

2. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot (n/5) \cdot P_i + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円，1000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%，小数第3位四捨五入2位止め）

n：現場環境改善で実施する内容の数（項目数，最大5）

P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位 円，1000円未満切り捨て）

| 対象額：P _i | | 現場環境改善費率：i (%) | |
|--|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | 市街地 | 左記以外 |
| 直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額 | 5億円以下の場合 | $i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$ | $i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$ |
| | 5億円を超える場合 | $i = 1.73$ | $i = 0.71$ |

ロ. 率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）につき1内容（いずれか1費目のみ2内容）までの最大5つの内容を計上することができる。

なお、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を適切に選択すること。

ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない判断されるものとする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

ヘ. 近接工事の条件に該当する追加工事を発注する場合は、現場環境改善の費用を計上する場合は、現工事の項目数（n）と同じとすること。

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、必要に応じて実施する内容の数を変更できるものとする。さらに、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

[別表-1]

| 計上費目 | 実施する内容 (率計上分) |
|-------------------|--|
| 現場環境改善 (仮設備関係) | 1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減 |
| 現場環境改善 (営繕関係) | 1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等 |
| 現場環境改善 (安全関係) | 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策 |
| 地域連携 | 1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献 |

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

| 工種名 | 設 定 内 容 | | | | | | |
|---|---|------------|------------|------------|------------|------------|----------|
| 土工 (ICT) | ① 掘削 (ICT) | | | | | | |
| | 土質 | 施工方法 | 障害の有無 | 施工数量 | 作業日当り標準作業量 | ICT標準作業量 | |
| | 土砂 | オープンカット | 無し | 50,000m3未満 | 307 m3/日 | 330 m3/日 | |
| | | | | 50,000m3以上 | 512 m3/日 | 550 m3/日 | |
| | | 片切掘削 | - | - | 50,000m3未満 | 194 m3/日 | 209 m3/日 |
| | | | | | 50,000m3以上 | 327 m3/日 | 352 m3/日 |
| | 岩塊・玉石 | オープンカット | 無し | 50,000m3未満 | 235 m3/日 | 253 m3/日 | |
| | | | | 50,000m3以上 | 420 m3/日 | 451 m3/日 | |
| | | 片切掘削 | - | - | 50,000m3未満 | 143 m3/日 | 154 m3/日 |
| | | | | | 50,000m3以上 | 266 m3/日 | 286 m3/日 |
| | (注) 保守点検費を算出する場合に限り、上表の「ICT標準作業量」を適用すること。 | | | | | | |
| | ② 路体(築堤)盛土 (ICT) | | | | | | |
| | 作業形態 | 土質 | 施工数量 | 障害の有無 | 作業日当り標準作業量 | ICT標準作業量 | |
| | 敷均し+締固め | - | 10,000m3未満 | 無し | 828 m3/日 | 828 m3/日 | |
| | | | | 有り | 360 m3/日 | 420 m3/日 | |
| | | | 10,000m3以上 | 無し | 940 m3/日 | 1,176 m3/日 | |
| | | | | 有り | 360 m3/日 | 684 m3/日 | |
| | 敷均し締固め | 高含水比粘性土以外 | 10,000m3未満 | 無し | 385 m3/日 | 385 m3/日 | |
| | | | | 有り | 176 m3/日 | 176 m3/日 | |
| | | | 10,000m3以上 | 無し | 539 m3/日 | 539 m3/日 | |
| 有り | | | | 231 m3/日 | 231 m3/日 | | |
| 高含水比粘性土 | | - | 無し | 319 m3/日 | 319 m3/日 | | |
| | | | 有り | 143 m3/日 | 143 m3/日 | | |
| (注) 1. 上表は、締固め後の土量である。 2. 敷均し作業の仕上り厚さは0.2~0.3mとする。 3. 保守点検費を算出する場合に限り、上表の「ICT標準作業量」を適用すること。 | | | | | | | |
| ③ 路床盛土 (ICT) | | | | | | | |
| 施工数量 | 障害の有無 | 作業日当り標準作業量 | ICT作業量 | | | | |
| 10,000m3未満 | 無し | 440 m3/日 | 648 m3/日 | | | | |
| | 有り | 120 m3/日 | 336 m3/日 | | | | |
| 10,000m3以上 | 無し | 440 m3/日 | 924 m3/日 | | | | |
| | 有り | 120 m3/日 | 540 m3/日 | | | | |
| (注) 1. 上表は、締固め後の土量である。 2. 敷均し作業の仕上り厚さは0.2~0.3mとする。 3. 保守点検費を算出する場合に限り、上表の「ICT標準作業量」を適用すること。 | | | | | | | |

平成29年5月1日以降起工適用

| 工 種 名 | 設 定 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---------------------------|-----------------------|--|------|----------|------------|----------------|----------------|---------------------------|---------------------|---------------------------|---------------------|---------------------------|-----------------------|-----|---|-------------------|-----------------------|------|-----------------------|
| 法面整形工 (ICT) | ① 法面整形 (ICT) <table border="1" data-bbox="389 282 1375 539"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 282 600 360">整形箇所</th> <th data-bbox="600 282 823 360">法面締固めの有無</th> <th data-bbox="823 282 1216 360">土質</th> <th data-bbox="1216 282 1375 360">作業日当り 標準作業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 360 600 450" rowspan="2">盛土部</td> <td data-bbox="600 360 823 405">有り</td> <td data-bbox="823 360 1216 405">レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土</td> <td data-bbox="1216 360 1375 405">154 m²/日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 405 823 450">無し</td> <td data-bbox="823 405 1216 450">レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土</td> <td data-bbox="1216 405 1375 450">242 m²/日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 450 600 539" rowspan="2">切土部</td> <td data-bbox="600 450 823 495" rowspan="2">—</td> <td data-bbox="823 450 1216 495">レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土</td> <td data-bbox="1216 450 1375 495">154 m²/日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 495 1216 539">軟岩 I</td> <td data-bbox="1216 495 1375 539">132 m²/日</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 整形箇所 | 法面締固めの有無 | 土質 | 作業日当り 標準作業量 | 盛土部 | 有り | レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 | 154 m ² /日 | 無し | レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 | 242 m ² /日 | 切土部 | — | レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 | 154 m ² /日 | 軟岩 I | 132 m ² /日 |
| 整形箇所 | 法面締固めの有無 | 土質 | 作業日当り 標準作業量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 盛土部 | 有り | レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 | 154 m ² /日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 無し | レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 | 242 m ² /日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 切土部 | — | レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 | 154 m ² /日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 軟岩 I | 132 m ² /日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 路盤工 (ICT) | ① 不陸整正 (ICT) 下層路盤 (ICT), 上層路盤 (ICT) <p style="text-align: right;">(1日・1層当り)</p> <table border="1" data-bbox="397 663 1311 819"> <thead> <tr> <th data-bbox="397 663 932 703">工 種</th> <th data-bbox="932 663 1027 703">単位</th> <th data-bbox="1027 663 1311 703">作業日当り標準作業量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="397 703 932 743">不陸整正 (ICT)</td> <td data-bbox="932 703 1027 819" rowspan="3">m²</td> <td data-bbox="1027 703 1311 743">1,920 m²/日・層</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 743 932 784">下層路盤 (車道・路肩部) (ICT)</td> <td data-bbox="1027 743 1311 784">1,350 m²/日・層</td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 784 932 819">上層路盤 (車道・路肩部) (ICT)</td> <td data-bbox="1027 784 1311 819">1,350 m²/日・層</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 下層路盤の一層当りの仕上り厚さは20cmまでとする。 2. 上層路盤の一層当りの仕上り厚さは15cmまでとする。</p> | | | | 工 種 | 単位 | 作業日当り標準作業量 | 不陸整正 (ICT) | m ² | 1,920 m ² /日・層 | 下層路盤 (車道・路肩部) (ICT) | 1,350 m ² /日・層 | 上層路盤 (車道・路肩部) (ICT) | 1,350 m ² /日・層 | | | | | | | |
| 工 種 | 単位 | 作業日当り標準作業量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不陸整正 (ICT) | m ² | 1,920 m ² /日・層 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 下層路盤 (車道・路肩部) (ICT) | | 1,350 m ² /日・層 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上層路盤 (車道・路肩部) (ICT) | | 1,350 m ² /日・層 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

②-2 土工(ICT)

1. 適用範囲

本資料は、ICTによる土工に適用する。

1-1 適用出来る範囲

1-1-1 掘削 (ICT)

- (1) 3D-MG及びMCバックホウによる土砂、岩塊・玉石の掘削積込又は3D-MG及びMCバックホウによる土砂の片切掘削

1-1-2 路体(築堤)盛土 (ICT)

- (1) 3D-MG及びMCブルドーザによる施工幅員4.0m以上の土砂等を使用した路体(築堤)盛土

1-1-3 路床盛土 (ICT)

- (1) 3D-MG及びMCブルドーザによる施工幅員4.0m以上の土砂等を使用した路床盛土

1-2 適用出来ない範囲

1-2-1 掘削 (ICT)

- (1) 3D-MG及びMCバックホウ以外による掘削

1-2-2 路体(築堤)盛土 (ICT)

- (1) 3D-MG及びMCブルドーザ以外による路体(築堤)盛土

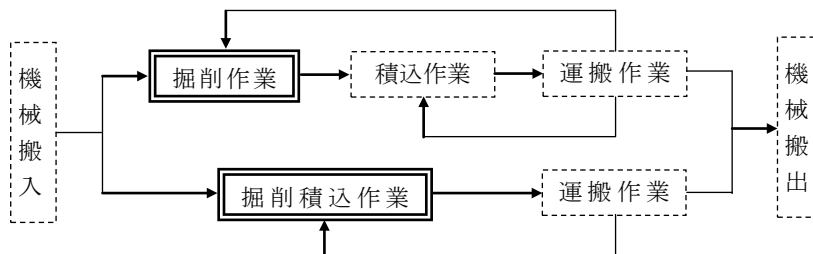
1-2-3 路床盛土 (ICT)

- (1) 3D-MG及びMCブルドーザ以外による路床盛土

2. 施工概要

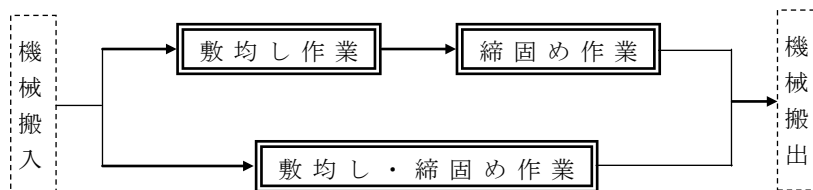
2-1 施工フロー

2-1-1 「掘削 (ICT)」



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。
2. 積込、運搬作業が必要な場合は、「第Ⅱ編第1章土工②-1土工」により別途計上すること。

2-1-2 「路体(築堤)盛土 (ICT)」, 「路床盛土 (ICT)」



- (注) 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。

平成29年5月1日以降起工適用

3. 施工パッケージ

3-1 掘削 (ICT)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

| | |
|-------|-----------|
| コード番号 | SPA101ICT |
|-------|-----------|

表3.1 掘削(ICT) 積算条件区分一覧

(積算単位：m³)

| 土質 | 施工方法 | 障害の有無 | 施工数量 |
|-------|---------|-------|-------------------------|
| 土砂 | オープンカット | 無し | 50,000m ³ 未満 |
| | | | 50,000m ³ 以上 |
| | 片切掘削 | - | 50,000m ³ 未満 |
| | | | 50,000m ³ 以上 |
| 岩塊・玉石 | オープンカット | 無し | 50,000m ³ 未満 |
| | | | 50,000m ³ 以上 |
| | - | 有り | 50,000m ³ 未満 |
| | | | 50,000m ³ 以上 |

- (注) 1. 上表は、土砂、岩塊・玉石の掘削積込（片切掘削は掘削のみ）の他、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 土量は、地山土量とする。
3. 施工方法は、掘削箇所の地形により「オープンカット」、「片切り」に区分する。
区分については、「第Ⅱ編第1章土工②-1 土工」の図3.1, 図3.2, 図3.3を参照のこと。
4. 障害の有無
- ①無し：構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されず、連続掘削作業が出来る場合
- ②有り：掘削作業において障害物等により施工条件に制限があり（例えば作業障害が多い場合）連続掘削作業が出来ない場合。掘削深さ 5m以内で掘削箇所が地下水位等で排水をせず水中掘削（溝掘り、基礎掘削）を行う場合
5. 施工数量は、1工事当りの全体掘削土量とする。なお、数量の判定は、「第Ⅱ編第1章土工②-1 3-1 掘削（注）6. 施工数量、破砕片除去数量」による。

平成29年5月1日以降起工適用

① 256(2)

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.2 掘削(ICT) 代表機労材規格一覧

| 項目 | 代表機労材規格 | | 備考 |
|------|---------|---|--|
| 機械 | K 1 | バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³) | ・「オープンカット」で施工数量 50,000m ³ 未満の場合 ・「片切掘削」の場合 |
| | K 1 | バックホウ (クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 山積 1.4m ³ (平積 1.0m ³) | 「オープンカット」で施工数量 50,000m ³ 以上の場合 |
| | K 2 | I C T建設機械経費加算額 (バックホウ) | 賃料 |
| | K 3 | — | |
| 労務 | R 1 | 運転手 (特殊) | |
| | R 2 | 普通作業員 | 片切掘削の場合 |
| | R 3 | — | |
| | R 4 | — | |
| 材料 | Z 1 | 軽油 1.2号 パトロール給油 | |
| | Z 2 | — | |
| | Z 3 | — | |
| | Z 4 | — | |
| 市場単価 | S | — | |

(注) I C T建設機械経費加算額 (バックホウ) は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

① 256(3)

3-2 路体（築堤）盛土（ICT）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

| | |
|-------|-----------|
| コード番号 | SPA113ICT |
|-------|-----------|

表3.3 路体（築堤）盛土（ICT）積算条件区分一覧

(積算単位：m³)

| 作業形態 | 土質 | 施工数量 | 障害の有無 | |
|---------|-----------|-------------------------|-------|----|
| 敷均し+締固め | - | 10,000m ³ 未満 | 無し | |
| | | | 有り | |
| | | 10,000m ³ 以上 | 無し | |
| | | | 有り | |
| 敷均し締固め | 高含水比粘性土以外 | 10,000m ³ 未満 | 無し | |
| | | | 有り | |
| | | 10,000m ³ 以上 | 無し | |
| | | | 有り | |
| | 高含水比粘性土 | - | - | 無し |
| | | | | 有り |

- (注) 1. 上表は、路体又は築堤の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場（仮置場）で採取し運搬して来る土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 施工数量は、ICT施工による1工事当りの全体盛土量（平均幅員4.0m以上の合計盛土量）とする。
3. 作業形態
- ①敷均し+締固め：敷均しと締固めの作業をそれぞれ異なる施工機械で行うと想定する場合
- ②敷均し締固め：盛土材料がタイヤローラの締固めに適さない土質（砂等）の場合
4. 障害の有無
- ①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合（例えば、新設のバイパス工事、築堤工事等）
- ②有り：作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合（例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、拡築（腹付、嵩上）工事等）
5. 高含水比粘性土：バケットやブレード（排土板）等に付着しやすく、特にトラフィカビリティが不足する等問題となりやすいもの。（条件の悪いローム、条件の悪い粘性土、火山灰質粘性土等）
6. 土量は締固め後の土量とする。

平成29年5月1日以降起工適用

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表3.4 路体(築堤)盛土(ICT) 代表機材規格一覧

| 作業形態 | 土質 | 項目 | 代表機材規格 | 備考 | |
|-------------|--------------------------------------|------------|----------------------|---|---------------------------------|
| 敷均し +締固め | - | 機械 | K1 | ブルドーザ [普通・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 15t 級 | 施工数量 10,000m ³ 未満の場合 |
| | | | | ブルドーザ [普通・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 21t 級 | 施工数量 10,000m ³ 以上の場合 |
| | | | K2 | ICT建設機械経費加算額 (ブルドーザ) | 賃料 |
| | | | K3 | タイヤローラ [普通型・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 運転質量 8~20t | 賃料 |
| | | 労務 | R1 | 運転手 (特殊) | |
| | | | R2 | 普通作業員 | |
| | | | R3 | - | |
| | | | R4 | - | |
| | | 材料 | Z1 | 軽油 1.2号 パトロール給油 | |
| | | | Z2 | - | |
| | | | Z3 | - | |
| | | | Z4 | - | |
| | | 市場単価 | S | - | |
| | | 敷均し 締固め | 高含水比 粘性土 以外 | 機械 | K1 |
| | ブルドーザ [普通・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 21t 級 | | | | 施工数量 10,000m ³ 以上の場合 |
| K2 | ICT建設機械経費加算額 (ブルドーザ) | | | | 賃料 |
| K3 | - | | | | |
| 労務 | R1 | | | 運転手 (特殊) | |
| | R2 | | | 普通作業員 | |
| | R3 | | | - | |
| | R4 | | | - | |
| 材料 | Z1 | | | 軽油 1.2号 パトロール給油 | |
| | Z2 | | | - | |
| | Z3 | | | - | |
| | Z4 | | | - | |
| 市場単価 | S | | | - | |
| 敷均し 締固め | 高含水比 粘性土 | | | 機械 | K1 |
| | | K2 | ICT建設機械経費加算額 (ブルドーザ) | | 賃料 |
| | | K3 | - | | |
| | | 労務 | R1 | 運転手 (特殊) | |
| | | | R2 | 普通作業員 | |
| | | | R3 | - | |
| | | | R4 | - | |
| | | 材料 | Z1 | 軽油 1.2号 パトロール給油 | |
| | | | Z2 | - | |
| | | | Z3 | - | |
| | | | Z4 | - | |
| | | 市場単価 | S | - | |

(注) ICT建設機械経費加算額 (ブルドーザ) は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

3-3 路床盛土 (ICT)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

| | |
|-------|-----------|
| コード番号 | SPA117ICT |
|-------|-----------|

表3.5 路床盛土(ICT) 積算条件区分一覧

(積算単位：m3)

| 施工数量 | 障害の有無 |
|------------|-------|
| 10,000m3未満 | 無し |
| | 有り |
| 10,000m3以上 | 無し |
| | 有り |

- (注) 1. 上表は、路床の自工区内で掘削又は作業土工により発生した土砂等の敷均し・締固め、他工事で発生し運搬されてくる土砂等の敷均し・締固め、土取場（仮置場）で採取し運搬してくる土砂等の敷均し・締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 施工数量は、ICT施工による1工事当りの全体盛土量（平均幅員4.0m以上の合計盛土量）とする。
3. 土量は締固め後の土量とする。
4. 障害の有無
- ①無し：作業現場が広く、かつ作業障害が少ない場合（例えば、新設のバイパス工事、あるいは新設の築堤工事等）
 - ②有り：作業現場が狭い、又は作業障害が多い場合（例えば、現道上の工事、一車線程度の現道拡幅工事、あるいは拡築（腹付、嵩上）工事等）

平成29年5月1日以降起工適用

① 256(6)

(2) 代表機材規格

下表機材は、当該施工パッケージで使用されている機材の代表的な規格である。

表3.6 路床盛土(ICT) 代表機材規格一覧

| 施工数量 | 項目 | | 代表機材規格 | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|-----|---|--------------------------------------|
| 10,000m ³ 未満 | 機械 | K 1 | ブルドーザ [普通・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 15 t 級 | |
| | | K 2 | I C T建設機械経費加算額 (ブルドーザ) | 賃料 |
| | | K 3 | タイヤローラ [普通型・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 質量 8~20t | 賃料 |
| | 労務 | R 1 | 運転手 (特殊) | |
| | | R 2 | 普通作業員 | |
| | | R 3 | — | |
| | | R 4 | — | |
| | 材料 | Z 1 | 軽油 1.2 号 パトロール給油 | |
| | | Z 2 | — | |
| | | Z 3 | — | |
| | | Z 4 | — | |
| | 市場単価 | S | — | |
| | 10,000m ³ 以上 | 機械 | K 1 | ブルドーザ [普通・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 21t 級 |
| K 2 | | | I C T建設機械経費加算額 (ブルドーザ) | 賃料 |
| K 3 | | | タイヤローラ [普通型・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 質量 8~20t | 賃料 |
| 労務 | | R 1 | 運転手 (特殊) | |
| | | R 2 | 普通作業員 | |
| | | R 3 | — | |
| | | R 4 | — | |
| 材料 | | Z 1 | 軽油 1.2 号 パトロール給油 | |
| | | Z 2 | — | |
| | | Z 3 | — | |
| | | Z 4 | — | |
| 市場単価 | | S | — | |

(注) I C T建設機械経費加算額 (ブルドーザ) は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

① 256(7)

4. ICT建設機械経費加算額

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。

- (1) ICT建設機械経費加算額（バックホウ）
41,000 円/日
- (2) ICT建設機械経費加算額（ブルドーザ）
39,000 円/日

5. その他ICT建設機械経費等

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

5-1 保守点検

ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

(1) 掘削（ICT）

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量(m3/日)}} \times \frac{25}{100}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第I編第10章③作業日当り標準作業量」のICT標準作業量による。

(2) 路体（築堤）盛土（ICT），路床盛土（ICT）

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.11(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量(m3/日)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第I編第10章③作業日当り標準作業量」のICT標準作業量による。

5-2 システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

- (1) 掘削（ICT） 対象機械：バックホウ
598,000 円/式

- (2) 路体（築堤）盛土（ICT），路床盛土（ICT） 対象機械：ブルドーザ
548,000 円/式

5-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。

平成29年5月1日以降起工適用

① 256(8)

①-1-1 法面整形工(ICT)

1. 適用範囲

本資料は、ICTによる盛土法面整形工及び切土法面整形工に適用する。

1-1 適用出来る範囲

- (1) 3D-MG及びMCバックホウによる土質がレキ質土、砂及び砂質土、粘性土、軟岩Ⅰの法面整形

1-2 適用出来ない範囲

- (1) 3D-MG及びMCバックホウ以外の法面整形
- (2) 現場制約がある場合

現場制約：「第Ⅱ編第2章共通工①-1法面整形工 3. 施工フロー 図3-1（注）1」による。

2. 施工概要

2-1 盛土法面整形工

法面表層部を締め整形することを盛土法面整形工という。

2-2 切土法面整形工

法面表層部を削取りながら整形することを切土法面整形工という。

3. 施工フロー

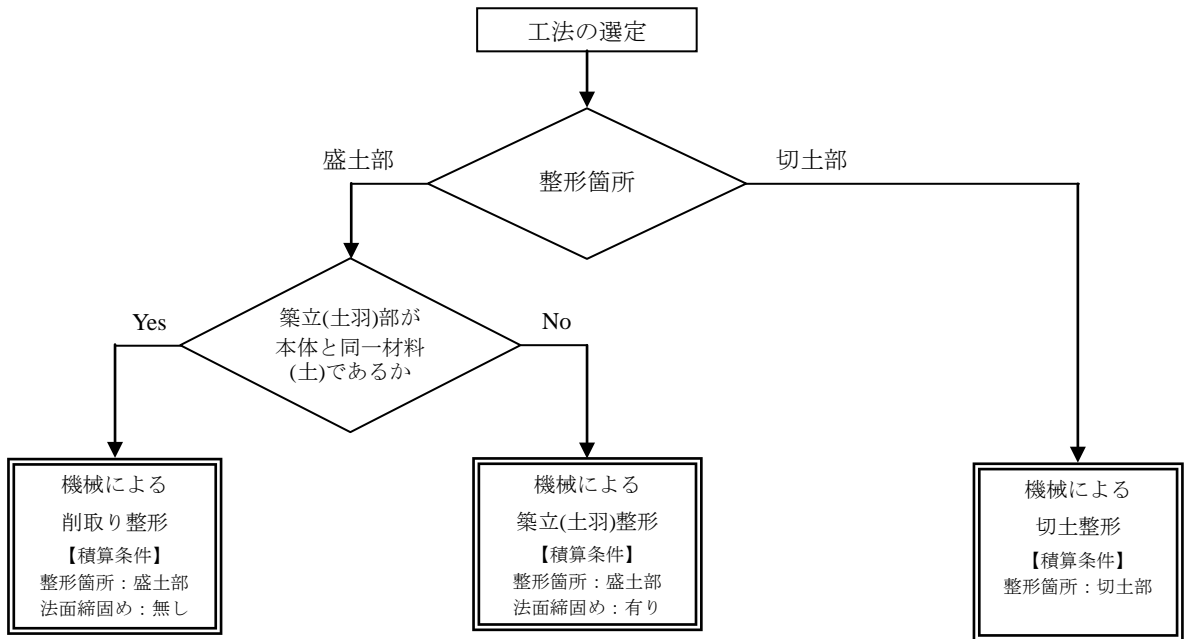


図3-1 法面整形工(ICT) 工法選定フロー図

(注) 盛土部の施工フローは、「第Ⅱ編第2章共通工①-1法面整形工」の図3-2を、
切土部の施工フローは、図3-3を参照のこと。

平成29年5月1日以降起工適用

4. 施工パッケージ

4-1 法面整形 (ICT)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

| | |
|-------|-----------|
| コード番号 | SPA301ICT |
|-------|-----------|

表4.1 法面整形(ICT) 積算条件区分一覧

(積算単位：m²)

| 整形箇所 | 法面締固めの有無 | 土質 |
|------|----------|-------------------|
| 盛土部 | 有り | レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 |
| | 無し | レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 |
| 切土部 | - | レキ質土, 砂及び砂質土, 粘性土 |
| | | 軟岩 I |

- (注) 1. 上表は、切土法面の表層部を削取りながらの法面整形又は盛土法面の表層部を削取りながらの法面整形及び築立てながらの法面(土羽)整形, 土羽土の現場内小運搬(20m程度)の他, その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。
 2. 残土の積込み, 工区外の運搬, 並びに法面保護工は含まない。
 3. 土羽土の搬入等は含まない。

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表4.2 法面整形(ICT) 代表機労材規格一覧

| 項目 | 代表機労材規格 | | 備考 |
|------|---------|---|----|
| 機械 | K1 | ICT建設機械経費加算額(バックホウ) | 賃料 |
| | K2 | バックホウ(クローラ型) [標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8m ³ (平積0.6m ³) | |
| | K3 | - | |
| 労務 | R1 | 運転手(特殊) | |
| | R2 | 土木一般世話役 | |
| | R3 | 普通作業員 | |
| | R4 | - | |
| 材料 | Z1 | 軽油1.2号 パトロール給油 | |
| | Z2 | - | |
| | Z3 | - | |
| | Z4 | - | |
| 市場単価 | S | - | |

(注) ICT建設機械経費加算額(バックホウ)は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

平成29年5月1日以降起工適用

① 296(2)

5. ICT建設機械経費加算額

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。

(1) ICT建設機械経費加算額 (バックホウ)

41,000 円/日

6. その他ICT建設機械経費等

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

6-1 保守点検

ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

(1) 法面整形 (ICT)

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^2\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量(m}^2\text{/日)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第I編第10章③作業日当り標準作業量」による。

6-2 システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) 法面整形 (ICT) 対象機械：バックホウ

598,000 円/式

6-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。

平成29年5月1日以降起工適用

① 296(3)

①-2 路盤工(ICT)

1. 適用範囲

本資料は、ICTによるアスファルト舗装及びコンクリート舗装工事の路盤工（瀝青安定処理路盤を除く）に適用する。

1-1 適用出来る範囲

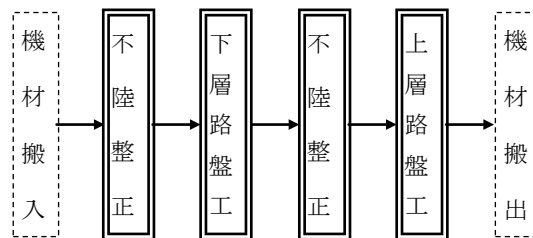
- (1) 3D-MCモータグレーダによる新設道路の車道部の施工
- (2) 3D-MCモータグレーダによる路盤・路床面等の不陸修正
- (3) 3D-MCモータグレーダによる一層当りの仕上り厚さが20cmまでの下層路盤
- (4) 3D-MCモータグレーダによる一層当りの仕上り厚さが15cmまでの上層路盤
- (5) 3D-MCモータグレーダによる舗装構成が車道部と同じ場合の路肩部の路盤

1-2 適用出来ない範囲

- (1) 3D-MCモータグレーダ以外による施工
- (2) 供用部で通行規制を伴う車道部の施工
- (3) 歩道部の施工

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



- (注) 1. 本施工パッケージで対応しているのは、二重実線部分のみである。
2. 不陸修正は、必要に応じて計上する。
3. 下層路盤工は、凍上抑制層の施工にも適用する。

平成29年5月1日以降起工適用

3. 施工パッケージ

3-1 不陸整正 (ICT)

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

| | |
|-------|-----------|
| コード番号 | SPD001ICT |
|-------|-----------|

表3.1 不陸整正(ICT) 積算条件区分一覧

(積算単位：m²)

| 補足材料の有無 | 補足材料平均厚さ | 補足材料 |
|---------|----------|---------|
| 無し | — | — |
| 有り | (表 3.2) | (表 3.3) |

(注) 1. 上表は、路盤・路床面等の不陸整正（補足材料がある場合も含む）等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。

2. 補足材料の材料ロスを含む。（標準ロス率+0.27）

表3.2 補足材料平均厚さ

| 積算条件 | 区分 |
|-----------------|-----------------|
| 補足材料平均厚さ | 1mm 以上 3mm 未満 |
| | 3mm 以上 6mm 未満 |
| | 6mm 以上 9mm 未満 |
| | 9mm 以上 13mm 未満 |
| | 13mm 以上 17mm 未満 |
| | 17mm 以上 21mm 未満 |
| | 21mm 以上 25mm 未満 |
| | 25mm 以上 29mm 未満 |
| | 29mm 以上 34mm 未満 |
| | 34mm 以上 39mm 未満 |
| | 39mm 以上 44mm 未満 |
| | 44mm 以上 49mm 未満 |
| | 49mm 以上 55mm 未満 |
| | 55mm 以上 61mm 未満 |
| | 61mm 以上 67mm 未満 |
| 67mm 以上 75mm 未満 | |

表3.3 補足材料

| 積算条件 | 区分 |
|------|-----------------|
| 補足材料 | クラッシュラン C-20 |
| | クラッシュラン C-30 |
| | クラッシュラン C-40 |
| | 再生クラッシュラン RC-20 |
| | 再生クラッシュラン RC-30 |
| | 再生クラッシュラン RC-40 |
| | 再生粒度調整碎石 RM-25 |
| | 再生粒度調整碎石 RM-30 |
| | 再生粒度調整碎石 RM-40 |
| | 粒度調整碎石 M-25 |
| | 粒度調整碎石 M-30 |
| | 粒度調整碎石 M-40 |
| | 補足材料(各種) |

平成29年5月1日以降起工適用

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.4 不陸整正(ICT) 代表機労材規格一覧

| 項目 | 代表機労材規格 | | 備考 |
|----------|---------|---|-----------|
| 機械 | K 1 | ICT建設機械経費加算額 (モータグレーダ) | 賃料 |
| | K 2 | モータグレーダ [土工用・排出ガス対策型 (第2次基準値)] ブレード幅 3.1m | 賃料 |
| | K 3 | ロードローラ [マカダム・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 運転質量 10~12t 締固め幅 2.1m | 賃料 |
| 労務 | R 1 | 運転手 (特殊) | |
| | R 2 | 普通作業員 | |
| | R 3 | 土木一般世話役 | |
| | R 4 | — | |
| 材料 | Z 1 | 軽油 1.2号 パトロール給油 | |
| | Z 2 | 再生クラッシュラン RC-40 | 補足材料有りの場合 |
| | Z 3 | — | |
| | Z 4 | — | |
| 市場 単価 | S | — | |

(注) ICT建設機械経費加算額 (モータグレーダ) は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

3-2 下層路盤（車道・路肩部）（ICT）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

| | |
|-------|-----------|
| コード番号 | SPD005ICT |
|-------|-----------|

表3.5 下層路盤(車道・路肩部)(ICT) 積算条件区分一覧

(積算単位：m²)

| 平均厚さ | 材料 |
|---------|------------------|
| (表 3.6) | クラッシュヤレン C-20 |
| | クラッシュヤレン C-30 |
| | クラッシュヤレン C-40 |
| | 再生クラッシュヤレン RC-20 |
| | 再生クラッシュヤレン RC-30 |
| | 再生クラッシュヤレン RC-40 |
| | 路盤材(各種) |

- (注) 1. 上表は、車道部及び路肩部の下層路盤（凍上抑制層がある場合も含む）の路盤材敷均し・締固めの他、散水等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
 2. 路盤材の材料ロスを含む。（標準ロス率+0.27）

表3.6 平均厚さ

| 積算条件 | 区分 |
|----------------------|--------------------|
| 平均厚さ | 75mm 以上 125mm 以下 |
| | 125mm を超え 175mm 以下 |
| | 175mm を超え 200mm 以下 |
| | 200mm を超え 225mm 以下 |
| | 225mm を超え 275mm 以下 |
| | 275mm を超え 325mm 以下 |
| | 325mm を超え 375mm 以下 |
| | 375mm を超え 400mm 以下 |
| | 400mm を超え 425mm 以下 |
| | 425mm を超え 475mm 以下 |
| | 475mm を超え 525mm 以下 |
| | 525mm を超え 575mm 以下 |
| | 575mm を超え 600mm 以下 |
| | 600mm を超え 625mm 以下 |
| | 625mm を超え 675mm 以下 |
| | 675mm を超え 725mm 以下 |
| | 725mm を超え 775mm 以下 |
| | 775mm を超え 800mm 以下 |
| | 800mm を超え 825mm 以下 |
| | 825mm を超え 875mm 以下 |
| 875mm を超え 925mm 以下 | |
| 925mm を超え 975mm 以下 | |
| 975mm を超え 1000mm 以下 | |
| 1000mm を超え 1025mm 以下 | |
| 1025mm を超え 1075mm 以下 | |
| 1075mm を超え 1125mm 以下 | |

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.7 下層路盤(車道・路肩部)(ICT) 代表機労材規格一覧

| 項目 | 代表機労材規格 | | 備考 |
|------|---------|---|----|
| 機械 | K 1 | ICT建設機械経費加算額 (モータグレーダ) | 賃料 |
| | K 2 | モータグレーダ [土工用・排出ガス対策型 (第2次基準値)] ブレード幅 3.1m | 賃料 |
| | K 3 | ロードローラ [マカダム・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 運転質量 10~12t 締固め幅 2.1m | 賃料 |
| 労務 | R 1 | 運転手 (特殊) | |
| | R 2 | 普通作業員 | |
| | R 3 | 土木一般世話役 | |
| | R 4 | — | |
| 材料 | Z 1 | クラッシュラン C-40 | |
| | Z 2 | 軽油 1.2号 パトロール給油 | |
| | Z 3 | — | |
| | Z 4 | — | |
| 市場単価 | S | — | |

(注) ICT建設機械経費加算額 (モータグレーダ) は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

② 14(5)

3-3 上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

(1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

| | |
|-------|-----------|
| コード番号 | SPD009ICT |
|-------|-----------|

表3.8 上層路盤（車道・路肩部）(ICT) 積算条件区分一覧
(積算単位：m²)

| 平均厚さ | 材料 |
|--------------------|---------|
| 25mm 以上 75mm 以下 | (表 3.9) |
| 75mm を超え 125mm 以下 | |
| 125mm を超え 150mm 以下 | |
| 150mm を超え 175mm 以下 | |
| 175mm を超え 225mm 以下 | |
| 225mm を超え 275mm 以下 | |
| 275mm を超え 300mm 以下 | |
| 300mm を超え 325mm 以下 | |
| 325mm を超え 375mm 以下 | |
| 375mm を超え 425mm 以下 | |
| 425mm を超え 450mm 以下 | |

- (注) 1. 上表は、上層路盤（車道・路肩部）の路盤材敷均し・締固めの他、散水等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費（損料等を含む）を含む。
2. 路盤材の材料ロスを含む。（標準ロス率+0.27）

表3.9 材料

| 積算条件 | 区分 |
|------|----------------|
| 材料 | 再生粒度調整碎石 RM-25 |
| | 再生粒度調整碎石 RM-30 |
| | 再生粒度調整碎石 RM-40 |
| | 粒度調整碎石 M-25 |
| | 粒度調整碎石 M-30 |
| | 粒度調整碎石 M-40 |
| | 路盤材(各種) |

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

(2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

表3.10 上層路盤(車道・路肩部)(ICT) 代表機労材規格一覧

| 項目 | 代表機労材規格 | | 備考 |
|------|---------|---|----|
| 機械 | K 1 | I C T建設機械経費加算額 (モータグレーダ) | 賃料 |
| | K 2 | モータグレーダ [土工用・排出ガス対策型 (第2次基準値)] ブレード幅 3.1m | 賃料 |
| | K 3 | ロードローラ [マカダム・排出ガス対策型 (第2次基準値)] 運転質量 10~12t 締固め幅 2.1m | 賃料 |
| 労務 | R 1 | 運転手 (特殊) | |
| | R 2 | 普通作業員 | |
| | R 3 | 土木一般世話役 | |
| | R 4 | — | |
| 材料 | Z 1 | 再生粒度調整砕石 RM-40 | |
| | Z 2 | 軽油 1.2号 バトロール給油 | |
| | Z 3 | — | |
| | Z 4 | — | |
| 市場単価 | S | — | |

(注) I C T建設機械経費加算額 (モータグレーダ) は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用である。

平成 29 年 5 月 1 日以降起工適用

② 14(7)

4. ICT建設機械経費加算額

建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用は、以下のとおりとする。

- (1) ICT建設機械経費加算額（モータグレーダ）

49,000 円/日

5. その他ICT建設機械経費等

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

5-1 保守点検

ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

- (1) 不陸整正（ICT），下層路盤（車道・路肩部）（ICT），上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.18(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^2\text{)} \times \text{層数}}{\text{作業日当り標準作業量(m}^2\text{/日}\cdot\text{層)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第I編第10章③作業日当り標準作業量」による。

5-2 システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

- (1) 不陸整正（ICT），下層路盤（車道・路肩部）（ICT），上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

対象機械：モータグレーダ

623,000 円/式

5-3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合に計上するものとし、必要額を適正に積上げるものとする。

平成29年5月1日以降起工適用